小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１９号
東京都八王子市川口町1540番地81コーポ弘文館102号、認可決定時の住所東京都八王子市川口町1540番地の91
再生債務者　林　　誠
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年８月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月12日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（再イ）第１１号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1490番地２
再生債務者　横山　嘉幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年３月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月31日　長崎地方裁判所五島支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１８０号
東京都足立区舎人２―19―26
再生債務者　鍋谷　太郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第５４号
横浜市神奈川区片倉５丁目58番32―307号
再生債務者　濱邊　治久
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第９号
福岡県筑後市大字上北島17番地２　田中アパート101号
再生債務者　中園　秀昭
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年７月31日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再口）第１６号
札幌市東区北28条東15丁目２番22号
再生債務者　小嶋　重光
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月21日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月４日から平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再口）第２０号
札幌市東区北20条東３丁目２番16―405号
再生債務者　高山　桂太
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月21日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月４日から平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再口）第１００６８号
東京都練馬区豊玉北１－２－５－A104
再生債務者　竹田　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月７日から平成24年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第６号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目22番１号
再生債務者　日下　文則
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年９月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再口）第１００２０号
埼玉県さいたま市見沼区春岡３―14―22
再生債務者　関　　昌弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月10日まで
平成24年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１００２１号
東京都大田区田園調布南22―12―401
再生債務者　恒任　康之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月10日まで
平成24年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第７号
神奈川県藤沢市柄沢204番地　ソレアード湘南B102
再生債務者　鷺谷　亮一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月14日まで
平成24年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再口）第１号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬933番地５
再生債務者　新井　正人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月20日まで
平成24年７月30日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（再口）第８号
堺市美原区小平尾790番地13
再生債務者　西岡　徳起
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月24日まで
平成24年７月27日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再口）第１号
山口市黄金町５番12―204号
再生債務者　永茂　勝弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月30日　山口地方裁判所

平成２４年（再口）第１号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地459番地９
再生債務者　河野　　光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月30日　松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（再口）第４号
鳥取県日野郡日野町安原470番地
再生債務者　瀬田　一志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月30日まで
平成24年７月31日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１２号
沖縄県糸満市字潮平780番地の３當銘マンションC－８
再生債務者　岡村　節夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月27日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再口）第２号
石川県加賀市大聖寺上福田町カ137番地
再生債務者　二敷　朱実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月25日　金沢地方裁判所小松支部